

今月は“知ってみよう”「成年後見制度」

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わってサービス利用や施設入所・入院の契約や、不動産や預貯金などを適切に財産管理することで、その方が生活をするうえで不利益を被らないよう支援する制度です。

たとえばこんな時！

- お金の管理ができず、通帳や印鑑などを失くしてしまう
- 悪質な業者に騙されそうになった
- 支援してくれる人がおらず、自分で判断して書類作成や手続きができない
- 今は自分で判断できるけれど、将来、自分で判断することができなくなったらどうしたらいいか不安



成年後見人等を選定すると！

- ご本人に代わり銀行などで手続きができるほか、サービス利用や入院などの契約ができます。
- 悪質な業者にだまされて契約してしまっても、契約を取り消してくれます。
- 自分で判断できるうちに信頼できる人を選び、将来の“もしも”に備えることができます。



成年後見制度を利用すると
解決できるかもしれません！

成年後見制度の種類

法定後見

ご本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所に申立てを行い成年後見人等が選ばれます。

判断能力低下の程度によって「補助」「保佐」「後見」に分かれ、成年後見人等が支援できる範囲に違いがあります。

任意後見

ご本人の判断能力が低下する前に、判断能力が不十分になったときに自分に代わって「やってもらいたいこと」と「やってほしい人」をあらかじめ決めて、契約（任意後見契約）を結ぶ制度です。

■ 法定後見の種類・基準

- 補助 判断能力が不十分
- 保佐 判断能力が著しく不十分
- 後見 常に判断能力が欠けている状態

成年後見制度を身近なものにするために

成年後見制度利用促進基本計画

令和4～8年度までの5年間を計画期間とする成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

基本目標として、

- ①適切な成年後見制度利用につながる地域づくり
 - ②制度利用によって権利を守る体制づくり
 - ③関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり
- の3つを挙げています。

成年後見制度利用につながる地域づくり、本人の意思を尊重した支援を推進していきます。

成年後見制度「なんでも相談会」

社会福祉士による成年後見制度に関する相談会を開催します。

- 日時 7月22日(金) 午後2時～4時
- 場所 ゆうゆう館
- 対象者 市在住で申立てを検討している方、ご家族及び福祉関係者
- 定員 2名程度
- 相談内容 成年後見制度全般について
- 相談時間 1組につき40分程度
- 参加費 無料
- 申込期限 7月20日(水)
- 申し込み・問い合わせ先
高齢福祉課 ☎(32)8904

■ 問い合わせ先

- | | | | |
|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 地域包括支援センター いしばし | ☎(51)0633 | 社会福祉協議会 | ☎(43)1236 |
| こくぶんじ | ☎(43)1229 | 高齢福祉課 | ☎(32)8904 |
| みなみかわち | ☎(48)1177 | 社会福祉課 | ☎(32)7087 |

